

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づ
く農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 6 日

越前市長 山田 賢一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
赤坂町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 5 年 3 月 1 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
中心経営体数
個人：2 経営体
法人：3 経営体
※協議の結果、個人 1 経営体を新たに追加
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方
法人 A、が大麦を受託していたが、水稻も受託する予定である。個人 A を中心経営体
とし、園芸振興を図る中心経営体となる担い手に順次集積を図る。